

平成 29 年 11 月

新専門医制度に向けたお知らせ（13）  
～新専門医制度における研修カリキュラム制について～

専門医制度委員会 担当副理事長 芳賀信彦  
担当理事 浅見豊子

2018 年 4 月から開始となる新専門医制度においてリハビリテーション科領域では、すでに研修プログラム整備基準に記載されているように、リハビリテーション科以外の基本領域の専門医既取得者（但しリハビリテーション科領域が定める基本領域に限る）がリハビリテーション科専門医の取得を目指す場合は、研修プログラム制でなく、研修カリキュラム制を選択できることになっています。この制度について、「リハビリテーション科領域が定める研修カリキュラム制について」を定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、リハビリテーション科以外の基本領域の専門医既取得者以外への研修カリキュラム制の適用に関しては、現在検討中です。決まり次第お知らせいたします。

### リハビリテーション科領域が定める研修カリキュラム制について

- 1) リハビリテーション科以外の基本領域の専門医既取得者（但しリハビリテーション科領域が定める基本領域に限る）がリハビリテーション科専門医の取得を目指す場合は、研修プログラム制でなく、研修カリキュラム制を選択することができる。
- 2) リハビリテーション科領域が定める基本領域は、当面の間、内科、外科、整形外科、とする。内科に関しては、当面の間専門医でなく内科認定医の既取得者も対象とする。
- 3) 研修カリキュラム制について、日本専門医機構の専門医制度新整備指針では「研修年限については特に定めはない」とされているが、研修プログラム制による専門医と同等のレベルとなるよう日本リハビリテーション医学会では、研修カリキュラム制による専攻医の研修期間を 2 年以上とし、いずれかの研修プログラムに所属する形で行うこととする。
- 4) 研修を行う施設は、所属する研修プログラム内の基幹施設、連携施設、関連施設に限られる。リハビリテーション科専攻医となる以前に、リハビリテーション科専門研修プログラム整備指針で定める基幹施設の条件の 1 つである「初期臨床研修の基幹型臨床研修病院、医師を養成する大学病院、または医師を養成する大学病院と同等の研究・教育環境を提供できると認められる施設」に 6 ヶ月以上勤務した経験がある場合は、その

期間をリハビリテーション科専門研修プログラムにおける基幹施設の最短勤務期間である6ヶ月に充てることで、基幹施設以外の連携施設の勤務のみで研修を終了することができる。但しこの場合も、全体の研修期間は2年以上必要である。関連施設の勤務のみで研修を修了することはできない。

- 5) リハビリテーション科専門研修プログラム整備指針で定める「研修期間の中に病棟主治医の期間を原則12ヶ月以上（6ヶ月以上必須）含める必要があり、この中に回復期リハビリテーション病棟を6ヶ月以上含めることを必須とする。」は研修カリキュラム制による研修でも適用される。但し、リハビリテーション科専攻医となる以前に日本リハビリテーション医学会が認定する研修施設の回復期リハビリテーション病棟で6ヶ月以上勤務した経験がある場合には、その期間をリハビリテーション科専門研修プログラムにおける回復期リハビリテーション病棟の最短勤務期間である6ヶ月に充てることことができる。但しこの場合も、全体の研修期間は2年以上必要である。
- 6) 研修カリキュラム制によりリハビリテーション科専門医の取得を目指す医師は、所属する研修プログラムの定員に含めない。しかし、リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準で定める専攻医受入数についての基準（各専門研修施設においては、同一の時期に1名の指導医が指導できる専攻医の人数を原則として2名以内とする）を順守する必要がある。
- 7) 研修カリキュラム制によりリハビリテーション科専門医の取得を目指す医師は、「専門医登録システム」からの登録は行わない。研修カリキュラム制によりリハビリテーション科専門医の取得を目指す医師を受け入れる研修プログラムの統括責任者は、日本リハビリテーション医学会に医師の情報を報告する。
- 8) 研修カリキュラム制によりリハビリテーション科専門医の取得を目指す医師は、研修プログラム制による専攻医と同様に、リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準で定めるように、研修開始時点までに公益社団法人日本リハビリテーション医学会に入会し、会員資格を保持している必要がある。この場合、専門医試験の受験資格を得る時点までに2年以上の会員歴を必要とすることになる。